



議員提出第6号議案

大田区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年9月10日

大田区議会議長 塩野目 正 樹 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	黒 沼 良 光
佐 藤 伸	菅 谷 郁 恵	福 井 亮 二
荒 尾 大 介	杉 山 公 一	

大田区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

大田区応急小口資金貸付条例（昭和 49 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とすること。

第 3 条中「18 万円」を「20 万円」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 8 条第 1 号中「20 月」を「24 月」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大田区応急小口資金貸付条例の規定は、令和 2 年 10 月 1 日以後の貸付決定に係るものから適用し、同日前の貸付決定に係るものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少などによって、緊急的かつ一時的に生活資金が必要な世帯への支援を強化するために条例を改正する必要があるため、この案を提案する。